

鳥取県告示第250号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年5月24日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成20年4月8日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

- 1 申請のあった年月日
平成20年3月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人『楽』（登記上の表示 特定非営利活動法人 楽）
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
井手添 敬子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
倉吉市上井町一丁目12
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は障がいのある人や、高齢者を中心に全ての人が主体的に社会参加し生きがいを持って自己実現に向けた地域生活を営めるよう支援し、共生の地域づくりを目指す事を目的とする。